

広告ビジネスにおける「働き方」改革のための基本合意

私たち広告ビジネスに携わる者は、健全なビジネス成果を創出するための「新しい働き方」を目指し、広告業界をリードする企業・団体が一体となって以下の基本3原則に合意することで、広告ビジネスを成長させ、魅力ある職場づくりを目指す。

1. 私たちは、共に働くものとしてお互いに尊重し合い、健全で働きやすい職場づくりのために、協力して「新しい働き方」を創造・共有し、改革の努力を続ける。
2. 私たちは、法令を遵守し、厚生労働省の「緊急要請書」を踏まえて、長時間労働を抑制するための健全なビジネス環境の醸成を目指す。
まずは、基本契約・オリエンシート・受注確認書など「新しい広告取引のルール」作成に取り組み、受発注方法の改善を積極的に推進する。
3. 私たちは、日々の業務において上記ルールを推進すると同時に、関係者を代表するメンバーによる会議を継続的に開催し、情報共有、進捗の確認、新たなルール作り等を議論、推進する。

(参考：2017年2月 厚生労働省「『過労死等ゼロ』実現に向けた緊急要請書」)

第1項：36協定にのっとり、過重労働を招くことがない適正水準を守ること。

第2項：経営層が労働者の健康確保措置を構築し、心と体の健康づくりを推進すること。

第3項：長時間労働の一因として、顧客や発注者からの要望等取引上の都合や商慣行が存在することから、他の企業との取引を行うに当たっては下記の事項に配慮すること。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化等発注方法の改善を図ること

2017年7月



公益社団法人 日本アドバタイザーズ協会
一般社団法人 日本広告業協会
一般社団法人 日本アド・コンテンツ制作協会
公益社団法人 日本広告制作協会